

事業保険用

米国ドル建

初期死亡抑制がん定期保険

〔無配当〕



Gibraltar
ジブラルタ生命



がんに対する保障を
米国ドルで準備
できます。

がんへの備えで
会社の未来にあんしんを。



ご注意
ください

この保険には、**為替リスク**およびお客さまに
ご負担いただく費用があります。

詳しくは16～18ページをご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク等やご契約にかかる費用について、動画でもご確認ください。



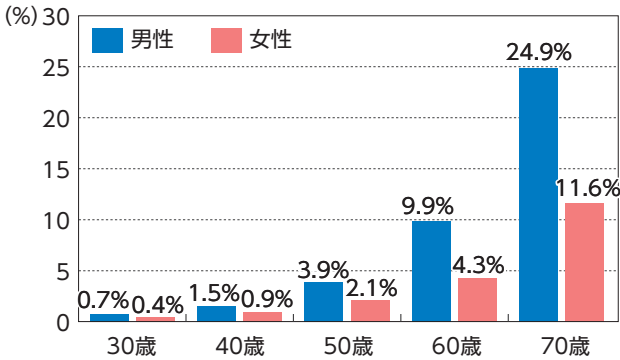
2025年2月新設

他人事ではない「がん」のリスク。万一のときのために
しっかり保障を準備しておくことで会社の様々なリスクに備えられます。

年代により異なる死亡とがんのリスク

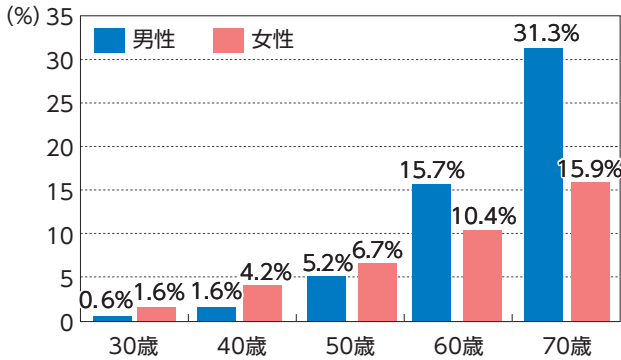
年齢が上がるにつれて、死亡やがんになるリスクが高くなります。

年代別死亡リスク 出典1



※各年齢に到達した人がその10年後に死亡する確率を示しています。

年代別がん累積罹患リスク 出典2



※各年齢に到達した人がその10年後に新たにがんと診断される確率を示しています。

がんの部位・ステージにより異なる生存率と就労への影響

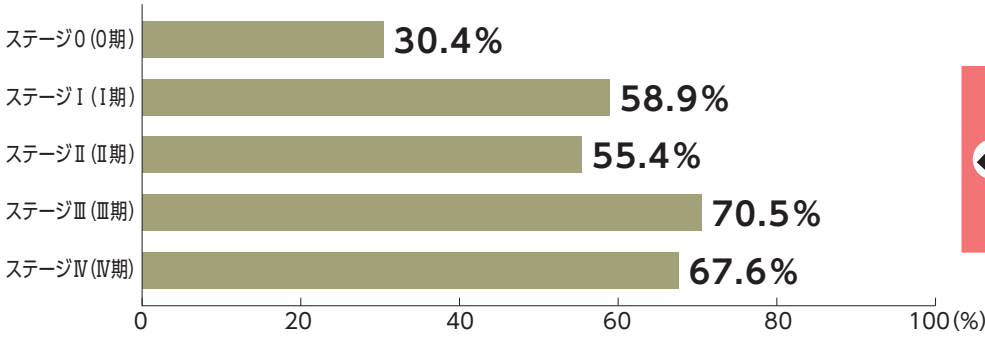
がんが進行している場合、復職できなかつたり治療が長引く可能性もあります。

がんの部位別・ステージ別の5年ネット・サバイバル(*) 出典3

部位	胃	大腸	肺	前立腺(男性)	乳房(女性)
ステージⅠ	92.8%	92.3%	81.5%	100.0%	98.9%
ステージⅡ	67.2%	85.5%	51.0%	100.0%	94.6%
ステージⅢ	41.3%	75.5%	28.6%	98.5%	80.6%
ステージⅣ	6.3%	18.3%	8.0%	60.1%	39.8%

(*) ネット・サバイバルとは、「がんのみが死因となる状況」を仮定して計算する純生存率のことをいいます。

1か月以上の連続した休み(休暇または休職)の取得の有無 出典4



※調査対象のうち、取得したと回答した割合。

在任中は、死亡だけでなく、がん治療のための休職期間への備えも大切です。

出典1 厚生労働省「令和5年 簡易生命表」をもとにジブラルタ生命で作成

出典2 国立がん研究センターがん情報サービス「累積罹患リスク(2019年データ)」をもとにジブラルタ生命で作成

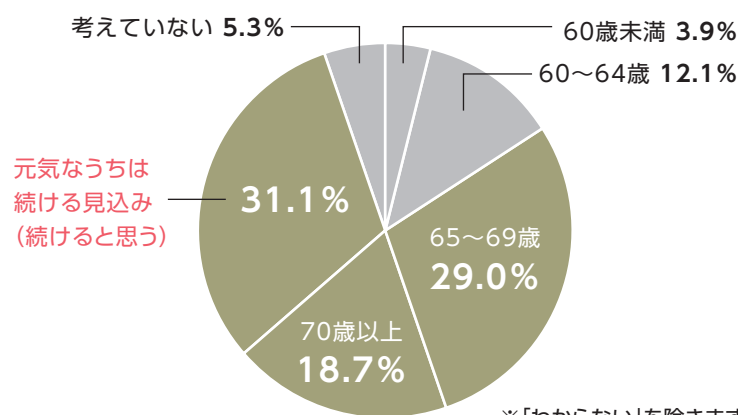
出典3 国立がん研究センターがん情報サービス「院内がん登録生存率集計」5年ネット・サバイバル(純生存率)2014年～2015年診断症例をもとにジブラルタ生命で作成

出典4 東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書(平成26年5月)をもとにジブラルタ生命で作成

経営者が考える勇退年齢

約80%の経営者が65歳以上、または元気なうちは経営者を続ける見込みと考えています。

経営者の勇退年齢 出典5



※「わからない」を除きます。
※端数処理の関係で、合計が100.0%とならない場合があります。

勇退年齢が高齢になるほど、在任期間中にがんになるリスクも高まります。

経営者不在時の会社のリスク

経営者ががんの闘病で不在となったとき、会社の存続に大きな影響を及ぼす可能性も考えられます。

経営者が万一のときに心配なこと

対外的な信用低下	売上減少・資金繰り悪化	社員の流出	社員給与の支払い
借入金の返済	取引先の減少・条件悪化	後継者	ご家族の生活

参考

平均流動負債 出典6 (全業種・従業員規模6～20名) 8,151万円	平均年間給与 出典7 (全業種・事業所規模10～29名) 1人あたり 366.3万円	経営者の退職慰労金 出典8 予定額の平均 5,385万円 ※「わからない」を除きます。
---	--	--

経営者ががんになったとき、会社・ご家族を守るための資金を一時金で準備できる
米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険をご提案します。

出典5 エフピー教育出版「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

出典6 中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査(令和4年度決算実績)確報」をもとにジブラルタ生命で作成

出典7 国税庁「令和4年分 民間給与実態統計調査」

出典8 エフピー教育出版「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

米国ドルで備える 経営者のためのがん保険です。



充実した保障が準備できます。

がんに対する保障

初めて悪性新生物(がん)と診断されたときに、**まとまった一時金**(悪性新生物診断保険金)をお受取りいただけます。

お受取りになった一時金は、事業を継続するための資金の財源等としてご活用いただけます。

※悪性新生物(がん)については責任開始日(責任開始期の属する日)から、その日を含めて90日目の日の翌日から保障します。

死亡に対する保障

がんにならなくても、死亡されたときには死亡給付金(責任準備金相当額)または死亡保険金をお受取りいただけます。

保険料払込免除

ジブラルタ生命所定の高度障害状態またはジブラルタ生命所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

▶詳しくは11ページをご覧ください。



お客さまのニーズにあわせて、プランを設計することができます。

「第1保険期間」の長短により死亡保障のバランスを調整いただけます。

経過年数に応じた解約返戻金をご勇退時の退職金の財源等としてご活用いただくこともできます。

※ご契約当初の解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかですが、保険期間の経過にともない増加していき、その後、保険期間の満了が近づくと次第に減少し、満了時にはなくなります。

▶詳しくは5・6ページをご覧ください。



経営者の保障を「米国ドル」で準備できます。

なお、この保険には円換算払込特約が付加されていますので、保険料は円によるお払込みになります。また、円換算支払特約、円換算貸付特約を付加することで、円による保険金・解約返戻金等のお受取り、貸付金のお受取りやご返済も可能です。

▶詳しくは16ページをご覧ください。

さらに

所定の条件に該当した場合、医師の診査不要

保険金額等がジブラルタ生命所定の条件に該当した場合、告知書による告知のみでお申込みいただけます。



必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。



ご注意ください

この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は米国ドル建てであり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます**。

したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

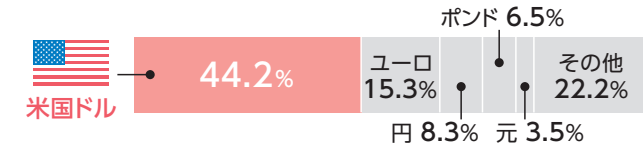
▶詳しくは16～18ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。



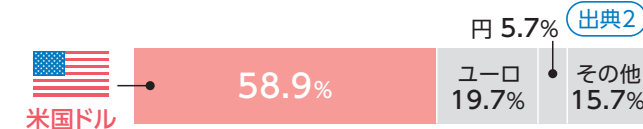
なぜ米国ドルなのか？

■米国ドルは、外国為替市場でも多くの流通量があります。

●外国為替市場に占める取引高シェア(2022年) **出典1**



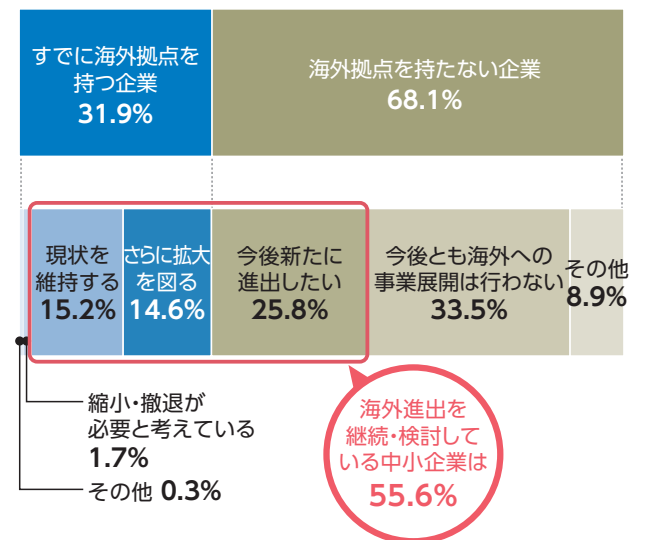
●外貨準備(*)における主要通貨の比率(2024年6月28日時点) **出典2**



(*)外貨準備とは、通貨当局(財務省、中央銀行)が、為替介入の際に使用したり、他国に対する外貨建債務の返済等が困難になった場合に使用する等の目的で保有する外貨準備資金のことをいいます。日本では財務省と日本銀行が外貨準備を保有しています。

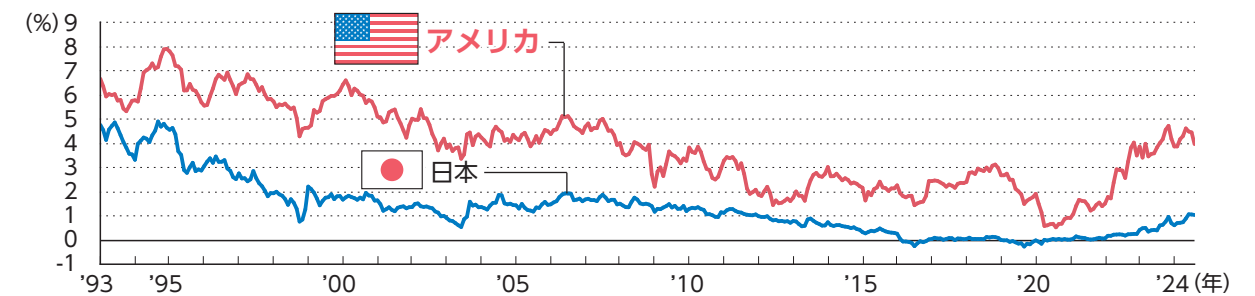
■海外進出を考えている中小企業は約半数にのぼっており、米国ドルは中小企業にとっても身近な通貨になっていると考えられます。

●今後の海外進出方針(中小企業) **出典3**

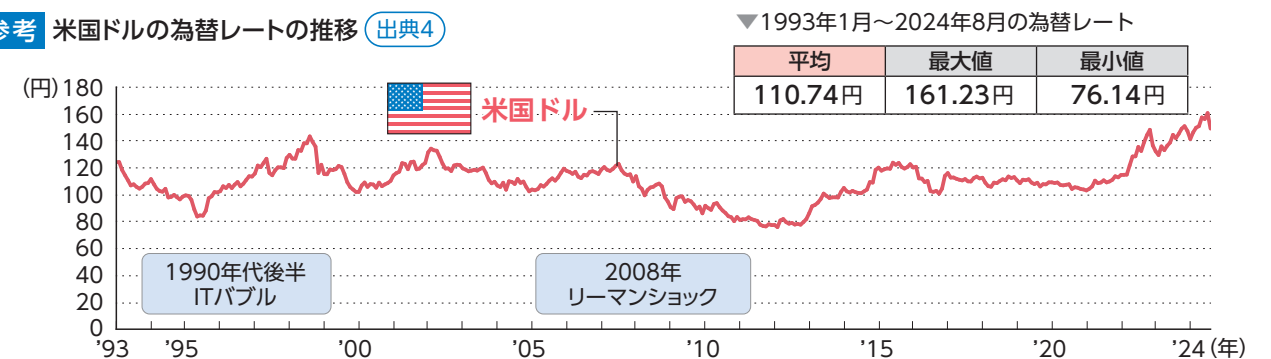


■米国ドルを通貨とするアメリカの長期金利は、日本よりも相対的に高い水準で推移しています。

●日米の10年国債利回り推移 **出典4**



参考 米国ドルの為替レートの推移 **出典4**



※上記は1993年1月～2024年8月の月初(1日)の利回り・為替レートをもとに作成しています。

※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回り・為替相場を保証または示唆するものではありません。

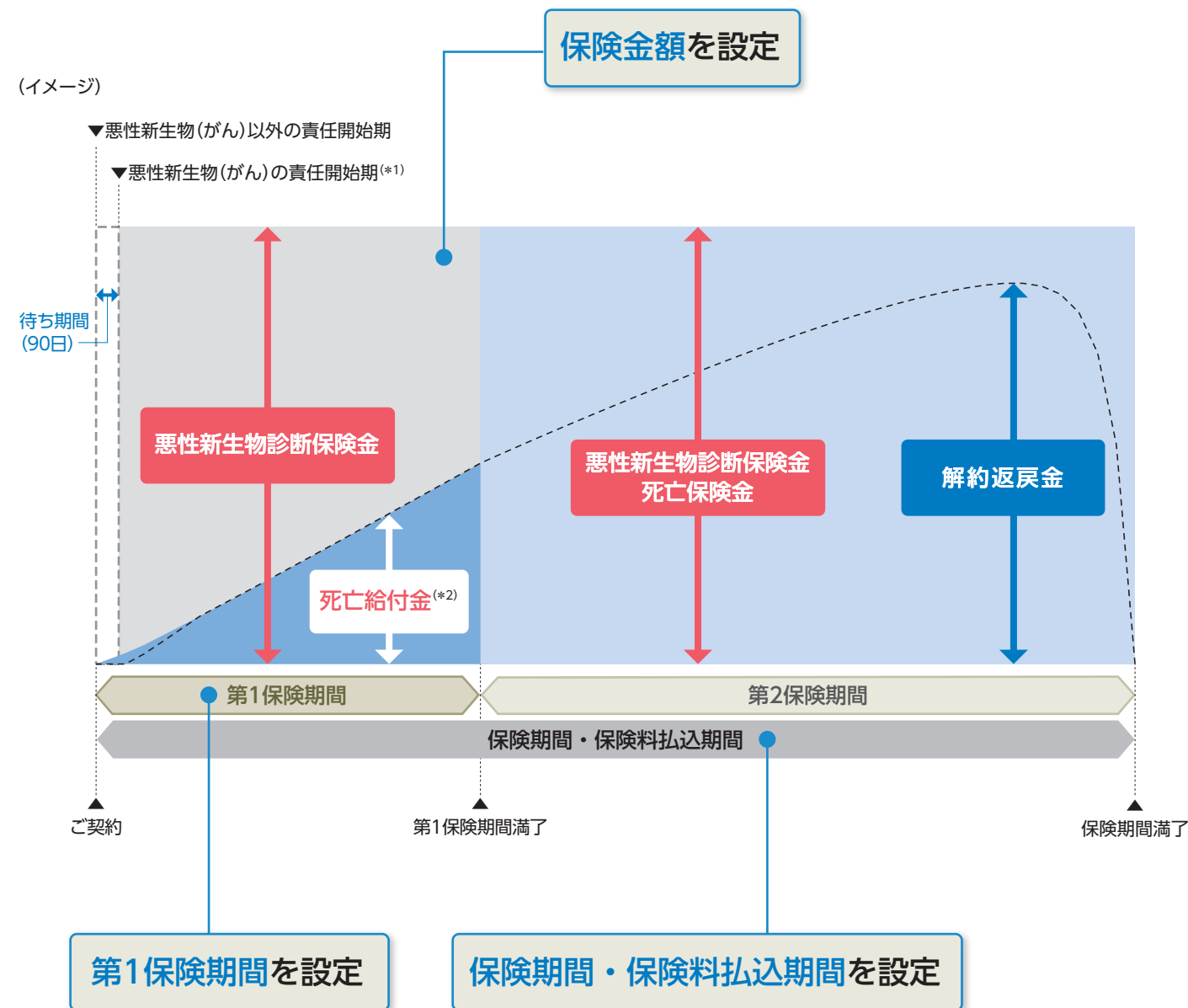
出典1 (公財)国際通貨研究所「国際通貨研レポート 2022年BIS世界外国為替市場調査について 第5図:世界の外国為替市場の上位39通貨による取引額内訳とシェア(2022年)」

出典2 IMF Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves (COFER) 2024年6月28日時点をもとにジブラルタ生命で作成

出典3 日本貿易振興機構「[報告書版]2023年度 ジェトロ海外ビジネス調査 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」をもとにジブラルタ生命で作成

出典4 Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成

「米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険」は、
お客さまのニーズにあわせて、
プランを設計することができます。

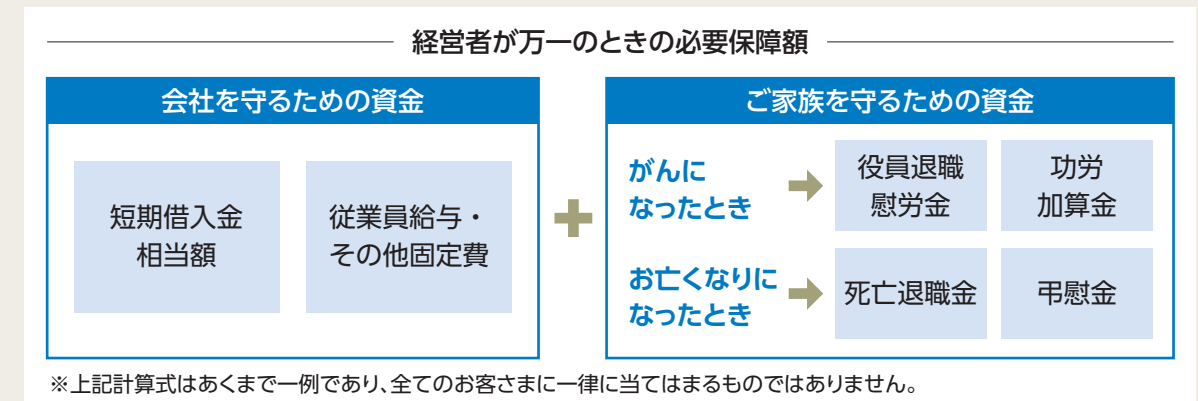


(*1) 悪性新生物(がん)の保障については、責任開始日(責任開始期の属する日)からその日を含めて90日目の日の翌日からとなります。
(*2) 第1保険期間中の死亡保障(死亡給付金)は責任準備金相当額となり、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。

※保険期間・保険料払込期間・第1保険期間はご契約時にのみ指定ができ、ご契約後は変更できません。
※悪性新生物診断保険金・死亡給付金・死亡保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この契約は消滅し、以後の保障はありません。
※満期保険金はありません。

保険金額を設定

●保険金額 | 経営者が万一のときに必要な保障額を確認し、設定します。



保険期間・保険料払込期間を設定

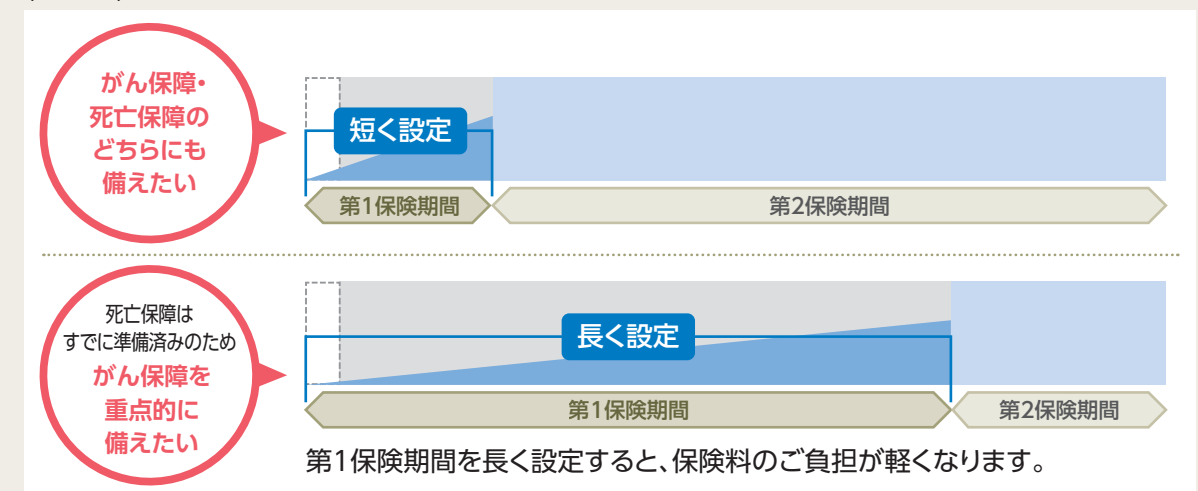
●保険期間・保険料払込期間 | 90歳または100歳をお選びいただけます。

第1保険期間を設定

●第1保険期間 | ご契約から一定期間の死亡保障を抑えた期間のことをいいます。
1年、5年、10年、20年、30年からお選びいただけます。

※契約年齢によってご選択いただける期間が異なります。

(イメージ)



契約年齢
45歳
(男性)

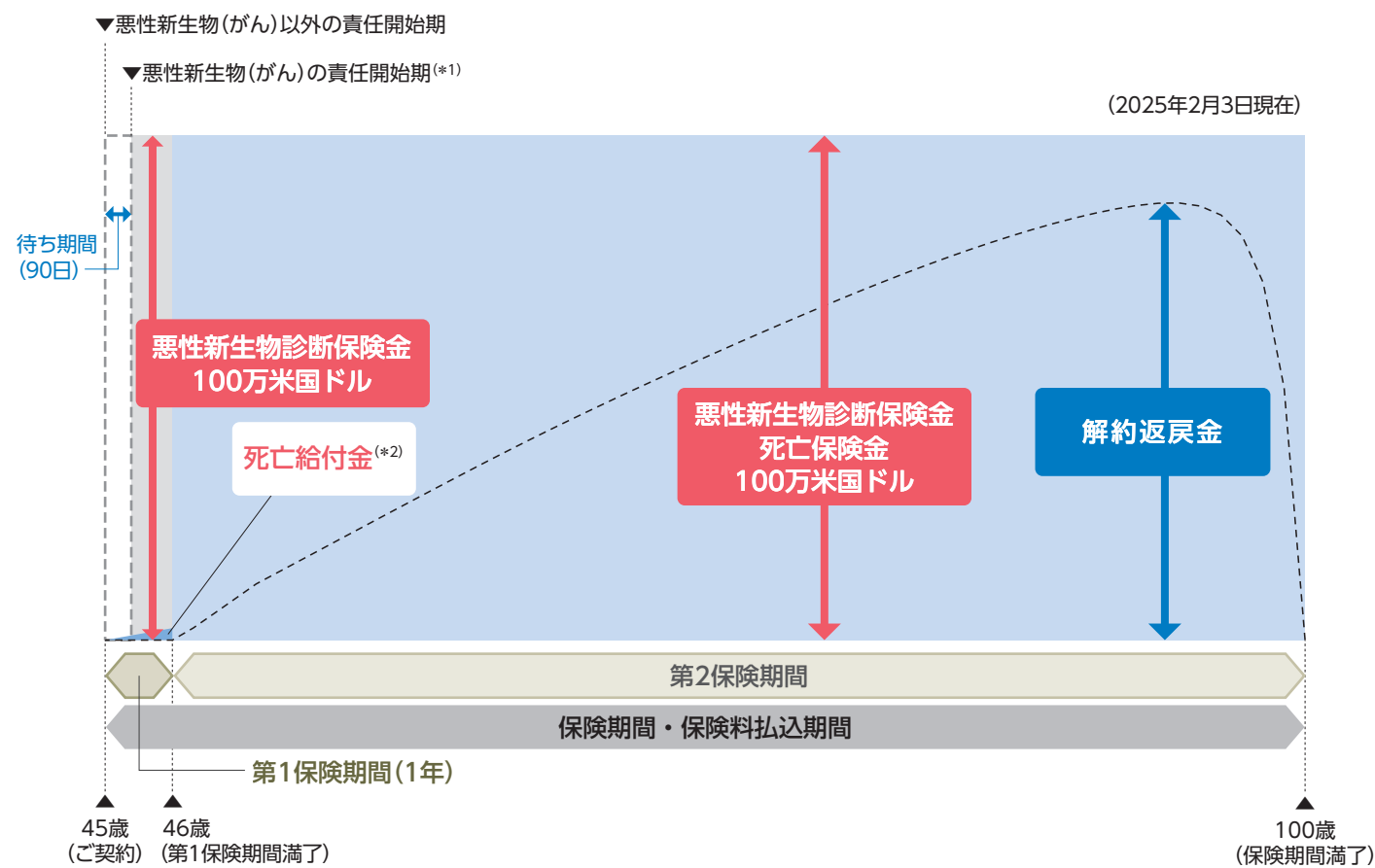
●がん保障と死亡保障のどちらにも備えたい。

●勇退後の備えや会社の急な資金ニーズにも対応できるようにしておきたい。

ご契約例

- 契約者・保険金受取人：法人
- 契約年齢(被保険者)：45歳(男性)
- 保険期間・保険料払込期間：100歳満了
- 第1保険期間：1年
- 悪性新生物診断保険金・死亡保険金：100万米国ドル
- 年払保険料(口座振替扱)：29,409米国ドル

(イメージ)



(*1) 悪性新生物(がん)の保障については、責任開始日(責任開始期の属する日)からその日を含めて90日目の日の翌日からとなります。

(*2) 第1保険期間中の死亡保障(死亡給付金)は責任準備金相当額となり、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。

※保険期間・保険料払込期間・第1保険期間はご契約時にのみ指定ができ、ご契約後は変更できません。

※悪性新生物診断保険金・死亡給付金・死亡保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

※満期保険金はありません。

この保険の保険料は、2025年2月3日現在における予定利率(年2.5%)およびその他ダブルタ生命所定の基礎率等を用いて計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで

で割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に適用される予定利率といわれる利回りとは異なります。

■保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表 [7ページの「ご契約例」の場合]

経過年数	年齢	A 悪性新生物 診断保険金 (米国ドル)	B 死亡給付金・ 死亡保険金 (米国ドル)	C 払込保険料累計 (米国ドル)	D 解約返戻金 (米国ドル)	E 解約返戻率 (約D÷C%)
1年	46歳	1,000,000	23,700	29,409	0	0.0%
2年	47歳	1,000,000	1,000,000	58,818	24,100	40.9%
3年	48歳	1,000,000	1,000,000	88,227	53,000	60.0%
4年	49歳	1,000,000	1,000,000	117,636	82,200	69.8%
5年	50歳	1,000,000	1,000,000	147,045	111,400	75.7%
6年	51歳	1,000,000	1,000,000	176,454	133,600	75.7%
7年	52歳	1,000,000	1,000,000	205,863	155,800	75.6%
8年	53歳	1,000,000	1,000,000	235,272	178,000	75.6%
9年	54歳	1,000,000	1,000,000	264,681	200,300	75.6%
10年	55歳	1,000,000	1,000,000	294,090	222,500	75.6%
11年	56歳	1,000,000	1,000,000	323,499	244,700	75.6%
12年	57歳	1,000,000	1,000,000	352,908	266,800	75.6%
13年	58歳	1,000,000	1,000,000	382,317	288,900	75.5%
14年	59歳	1,000,000	1,000,000	411,726	310,800	75.4%
15年	60歳	1,000,000	1,000,000	441,135	332,600	75.3%
20年	65歳	1,000,000	1,000,000	588,180	437,200	74.3%
25年	70歳	1,000,000	1,000,000	735,225	534,300	72.6%
30年	75歳	1,000,000	1,000,000	882,270	626,000	70.9%
35年	80歳	1,000,000	1,000,000	1,029,315	712,100	69.1%
40年	85歳	1,000,000	1,000,000	1,176,360	787,800	66.9%
45年	90歳	1,000,000	1,000,000	1,323,405	846,300	63.9%
50年	95歳	1,000,000	1,000,000	1,470,450	860,400	58.5%
55年	100歳	1,000,000	1,000,000	1,617,495	0	0.0%

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。

※表中のBの項目は、第1保険期間中は死亡給付金額、第2保険期間中は死亡保険金額を表示しています。

※死亡給付金・払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。

※実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

契約年齢

45歳
(男性)



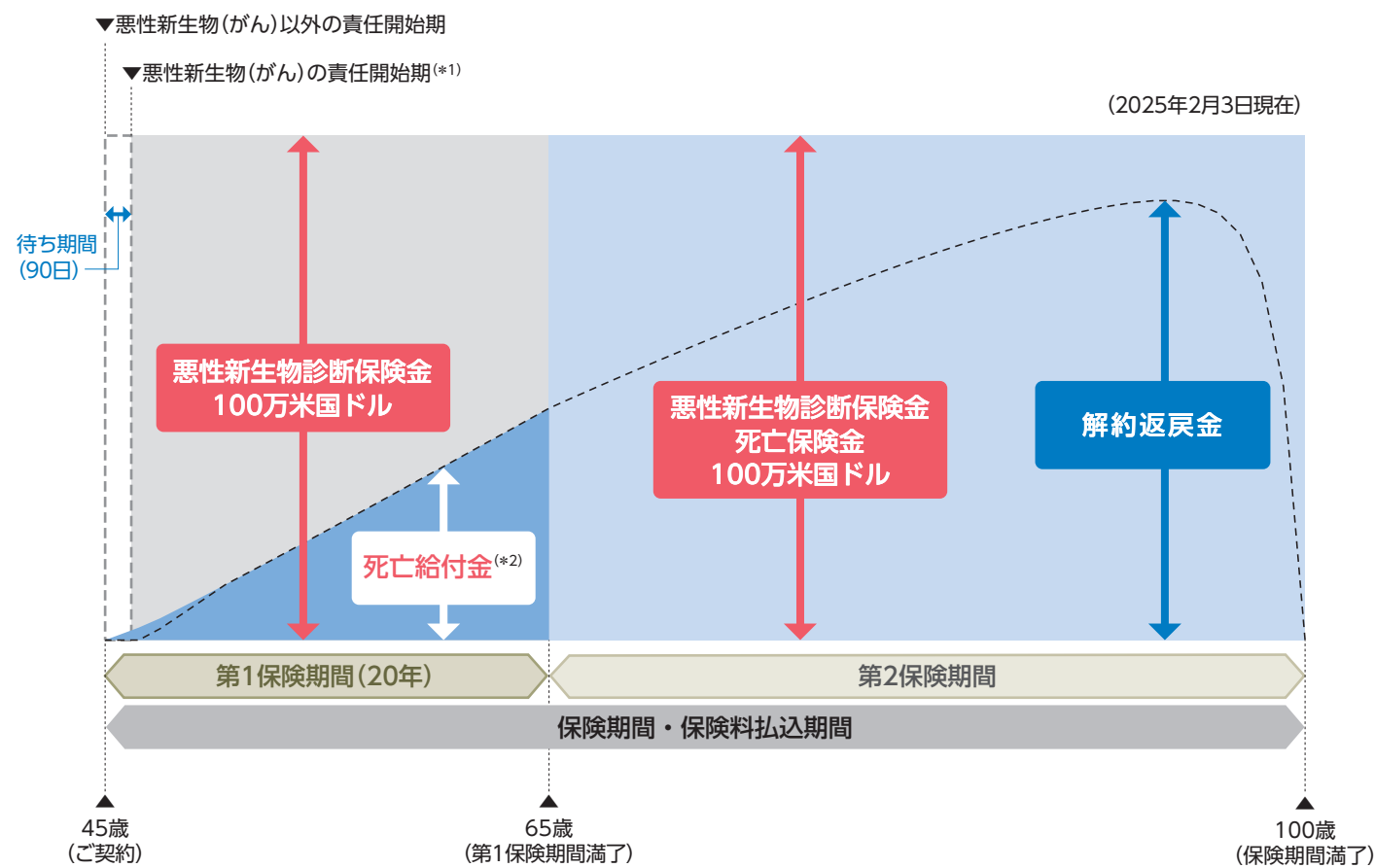
● 死亡保障はすでに準備済みのため、がん保障を重点的に備えたい。

● 勇退後の備えや会社の急な資金ニーズにも対応できるようにしておきたい。

ご契約例

- 契約者・保険金受取人：法人
- 契約年齢(被保険者)：45歳(男性)
- 保険期間・保険料払込期間：100歳満了
- 第1保険期間：20年
- 悪性新生物診断保険金・死亡保険金：100万米国ドル
- 年払保険料(口座振替)：27,218米国ドル

(イメージ)



(※1) 悪性新生物(がん)の保障については、責任開始日(責任開始期の属する日)からその日を含めて90日目(翌日)からとなります。

(※2) 第1保険期間中の死亡保障(死亡給付金)は責任準備金相当額となり、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。

※保険期間・保険料払込期間・第1保険期間はご契約時にのみ指定ができ、ご契約後は変更できません。

※悪性新生物診断保険金・死亡給付金・死亡保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

※満期保険金はありません。

この保険の保険料は、2025年2月3日現在における予定利率(年2.5%)およびその他グローバル生命所定の基礎率等を用いて計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで

で割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に適用される予定利率といわれる利回りとは異なります。

■ 保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表 [9ページのご契約例の場合]

経過年数	年齢	A 悪性新生物 診断保険金 (米国ドル)	B 死亡給付金・ 死亡保険金 (米国ドル)	C 払込保険料累計 (米国ドル)	D 解約返戻金 (米国ドル)	E 解約返戻率 (約 D÷C %)
1年	46歳	1,000,000	21,800	27,218	0	0.0%
2年	47歳	1,000,000	43,400	54,436	22,800	41.8%
3年	48歳	1,000,000	65,200	81,654	51,400	62.9%
4年	49歳	1,000,000	87,300	108,872	80,400	73.8%
5年	50歳	1,000,000	109,600	136,090	109,600	80.5%
6年	51歳	1,000,000	132,200	163,308	132,200	80.9%
7年	52歳	1,000,000	154,900	190,526	154,900	81.3%
8年	53歳	1,000,000	177,800	217,744	177,800	81.6%
9年	54歳	1,000,000	200,900	244,962	200,900	82.0%
10年	55歳	1,000,000	224,100	272,180	224,100	82.3%
11年	56歳	1,000,000	247,400	299,398	247,400	82.6%
12年	57歳	1,000,000	270,800	326,616	270,800	82.9%
13年	58歳	1,000,000	294,300	353,834	294,300	83.1%
14年	59歳	1,000,000	317,900	381,052	317,900	83.4%
15年	60歳	1,000,000	341,400	408,270	341,400	83.6%
20年	65歳	1,000,000	459,600	544,360	459,600	84.4%
25年	70歳	1,000,000	1,000,000	680,450	552,900	81.2%
30年	75歳	1,000,000	1,000,000	816,540	641,000	78.5%
35年	80歳	1,000,000	1,000,000	952,630	723,800	75.9%
40年	85歳	1,000,000	1,000,000	1,088,720	796,500	73.1%
45年	90歳	1,000,000	1,000,000	1,224,810	852,500	69.6%
50年	95歳	1,000,000	1,000,000	1,360,900	864,700	63.5%
55年	100歳	1,000,000	1,000,000	1,496,990	0	0.0%

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。

※表中のBの項目は、第1保険期間中は死亡給付金額、第2保険期間中は死亡保険金額を表示しています。

※死亡給付金・払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。

※実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

保険金・給付金のお支払事由

保険金・給付金	お支払事由	
悪性新生物診断保険金	被保険者が悪性新生物の責任開始期以後の保険期間中に、初めて悪性新生物(がん)にかかったと医師によって診断確定されたとき	対 象 悪性新生物
	(悪性新生物の責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。)	対象外 上皮内新生物 悪性黒色腫以外の皮膚癌
死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡されたとき	
死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡されたとき	

※悪性新生物診断保険金・死亡給付金・死亡保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

※悪性新生物の責任開始期前に悪性新生物(がん)にかかったと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物診断保険金は、保険期間を通じてお支払いしません。この場合、ご契約は死亡のみの保障として継続しますが、保険料の変更(減額)はありません。

※悪性新生物の責任開始期前に悪性新生物(がん)にかかったと診断確定されたため、悪性新生物診断保険金を支払わない場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に、契約者からお申し出があったときは、契約を無効とし、すでにお払込みいただいた保険料を契約者に払い戻します。保険料を円でお払込みいただいた場合には、円でのお払込金額と同額を契約者に払い戻します。

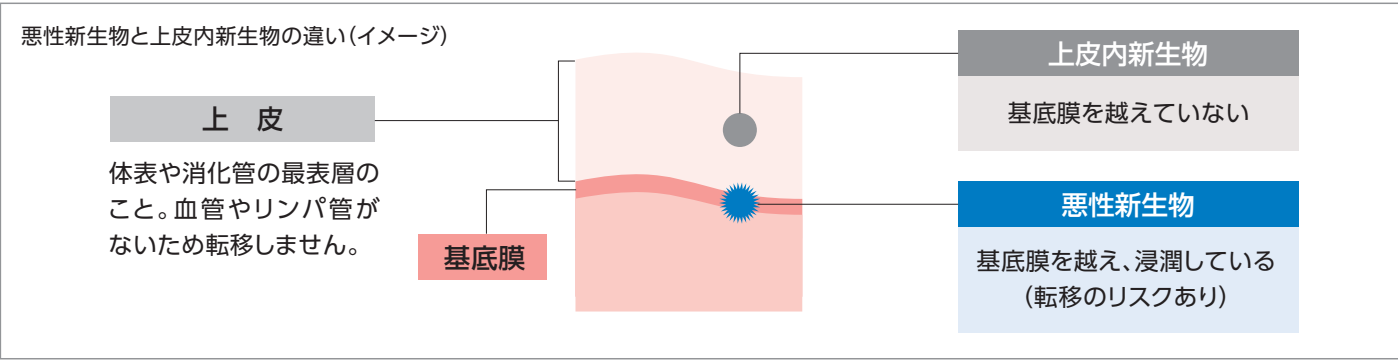
※がんの進行度を示す指標^(※1)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、悪性新生物診断保険金のお支払対象ではありません。

たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物診断保険金のお支払対象ではありません。

※死亡給付金は責任準備金相当額^(※2)となり、**多くの場合、払込保険料累計額を下回ります**。責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積み立てる金額のことをいいます。

(※1) 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

(※2) 被保険者が死亡される前に、悪性新生物診断保険金の支払事由に該当し、悪性新生物診断保険金をお支払いできるときは、死亡保険金受取人に保険金額をお支払いします。被保険者が死亡された後に、剖検その他の所見により悪性新生物(がん)に罹患していたと初めて診断確定されたときも死亡保険金受取人に保険金額をお支払いします。



保険料の払込免除について

次のいずれかの事由に該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。

●被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、**ジブラルタ生命所定の高度障害状態**になられたとき

●被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、**ジブラルタ生命所定の身体障害状態**になられたとき

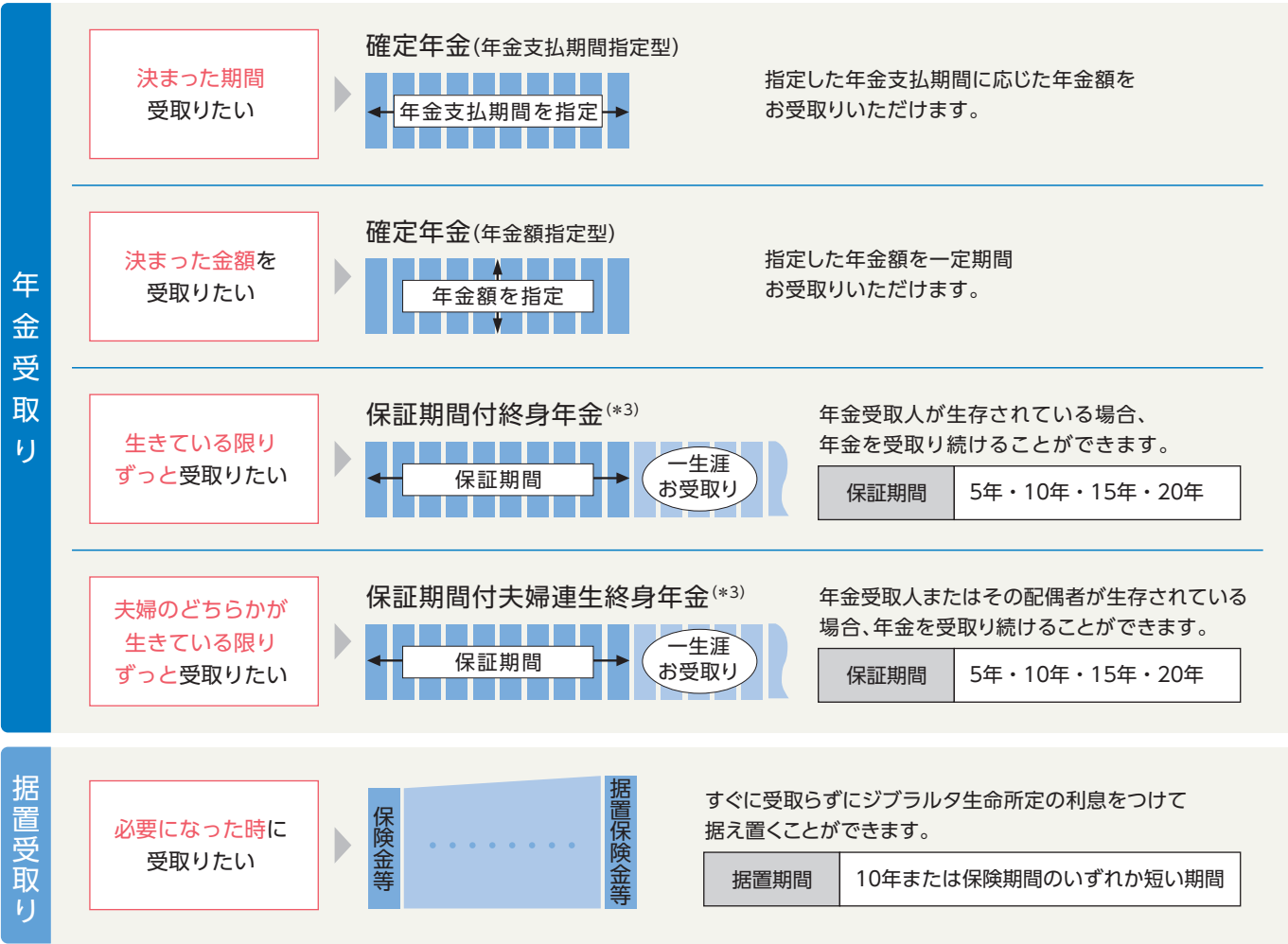
特約について

■ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

保険金等の受取方法を年金受取りまたは据置受取りから選択することができる特約です。ご契約時には、年金種類を「10年確定年金」として自動的に付加されます。年金支払期間や年金の種類は、ジブラルタ生命所定の範囲内で変更することができます。

特約保険料は必要ありません

選べる受取方法



(※3) 以下のいずれかに該当する場合、保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金は選択できません。

- 年金開始日における年金受取人の年齢が50歳未満の場合
- 年金受取人が法人の場合

※年金額は年金基金設定時の予定利率等により計算されますので、ご契約時には定まりません。

※据置利息は、ジブラルタ生命所定の利率および計算方法により計算されます。

■ がん保険契約等の乗換に関する特約

ジブラルタ生命所定のがんの保障がある他のご契約等^(※4)を解約し、米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険^(※5)に加入する場合、この特約を付加することで、**がんの保障を途切れさせることなく**ご契約の乗換ができます。

(※4) 以下、「乗換前契約」といいます。(※5) 以下、「乗換後契約」といいます。

特約保険料は必要ありません

乗換後契約は、待ち期間(90日)中、悪性新生物(がん)に関する保障はありませんが、この期間に悪性新生物(がん)にかかったと診断確定された場合でも、ジブラルタ生命所定の条件を満たしていれば乗換前契約の解約はなかったものとし、**乗換前契約で保険金等の支払対象となるときは、保険金等をお受取りいただけます**。この場合、乗換後契約は無効とし、すでに払い込まれた乗換後契約の保険料は契約者へ払い戻します。

※特約について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」「特約用パンフレット」をご覧ください。

経理処理について

定期保険の経理処理(概要)

■契約形態

契約者	被保険者	保険金受取人
法人	役員・従業員	法人

■保険料支払時

法人が負担する保険料は、最高解約返戻率(*1)に応じて、一定の要件のもとで損金算入することができます。

(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

(*1)保険期間中の解約返戻率(解約返戻金÷払込保険料累計額)のうち、最も高くなる解約返戻率。

<留意点>

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません**。
※契約形態、保険金の種類によって経理処理は異なります。
▶ 詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

最高 解約返戻率	① 資産計上期間		② ① 終了から③ 開始 までの期間		③ 取崩期間	
	保険料の経理処理		保険料の経理処理		保険料の経理処理	
50%以下	期間の経過に応じて損金算入					
50%超 70%以下	保 険 期 間 の 前半4割相当	当期分支払保険料のう ち4割を資産計上し、6 割を損金算入		保険期間の4分の 3経過後から保険 期間終了日まで		・当期分支払保険 料を損金算入 ・資産計上した前 払保険料累計額 を残りの保険期 間の経過に応じ て均等に取崩し て損金算入
70%超 85%以下		当期分支払保険料のう ち6割を資産計上し、4 割を損金算入				
85%超	最 高 解 約 返 戻率となる期 間が終了する まで(*2)(*3)	〈当初10年間〉 当期分支払保険料のう ち「当期分支払保険料 ×最高解約返戻率× 90%」を資産計上し、 残額を損金算入	当 期 分 支 払 保 険 料を損金算入	解 約 返 戻 金 が 最 も 高 い 金 額 と な る 期 間 ((*3) に 該 当 す る 場 合 は 、 (*3) による資産計上期 間)経過後から、保 険期間終了日まで		
		〈11年目以降〉 当期分支払保険料のう ち「当期分支払保険料 ×最高解約返戻率× 70%」を資産計上し、 残額を損金算入				

(*2) 最高解約返戻率となる期間経過後において、「(当年度の解約返戻金－前年度の解約返戻金)÷年換算保険料相当額」が7割を超える期間がある場合はその期間まで。

(*3) 資産計上期間が5年未満となる場合は5年間。(保険期間が10年未満の場合は保険期間×1/2)

※最高解約返戻率が「50%超70%以下」で年換算保険料相当額(一被保険者あたり2つ以上の契約がある場合は合計額)が30万円以下の場合、期間の経過に応じて損金算入となります。

■保険金・解約返戻金等受取時

資産計上額がある場合は取崩し、受取額との差額を「雑収入」として益金(または「雑損失」として損金)に算入します。

経理処理例

ご契約例

- 契約者・保険金受取人：法人
- 保険期間・保険料払込期間：40年
- 最高解約返戻率：70%超85%以下

【保険料支払時】

①資産計上期間(1～16年目)

保険料の6割を「前払保険料」として資産に計上し、残額を「保険料」として損金に算入します。

②①終了から③開始までの期間(17～30年目)

保険料の全額を「保険料」として損金に算入します。

③取崩期間(31～40年目)

保険料の全額を「保険料」として損金に算入するとともに、資産に計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩し、「保険料」として損金に算入します。

【保険金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を取崩し、受取った保険金との差額を「雑収入」として益金に算入します。

【解約返戻金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を取崩し、受取った解約返戻金との差額を「雑収入」として益金(または「雑損失」として損金)に算入します。

【例】年払保険料として200万円を支払った場合

借方		貸方	
前払保険料	1,200,000円	現金・預金	2,000,000円
保険料	800,000円		

借方		貸方	
保険料	2,000,000円	現金・預金	2,000,000円

借方		貸方	
保険料	3,920,000円	現金・預金	2,000,000円
		前払保険料	1,920,000円

【例】契約から10年目に死亡保険金1億円を受取り、この時点で資産に計上していた前払保険料が1,200万円だった場合

借方		貸方	
現金・預金	100,000,000円	前払保険料	12,000,000円
		雑収入	88,000,000円

【例】契約から10年目に解約返戻金1,500万円を受取り、この時点で資産に計上していた前払保険料が1,200万円だった場合

借方		貸方	
現金・預金	15,000,000円	前払保険料	12,000,000円
		雑収入	3,000,000円

※法人の財務諸表は円建で表示される必要があります。円建に換算する場合、為替相場の影響により、保険料・保険金・解約返戻金等の円換算額は大きく変動することがあります。

※この資料に記載されている税務取扱いは、2025年1月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来的に変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。
※個別の契約における、最高解約返戻率等の経理処理に必要な情報は、『保険設計書』等でご確認ください。

ご契約後の取扱いについて

経営状況や環境の変化に合わせ、資金調達やお支払方法の変更ができます

急に資金が必要となったとき

契約者貸付

- 解約返戻金の一定割合を限度として契約者貸付をご活用いただけます。
- 保障を続けたまま急な資金需要にも対応できます。

契約者貸付



保険料払込

悪性新生物診断保険金
死亡給付金・死亡保険金

一時的に保険料の都合がつかないとき

自動振替貸付

- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立替えします。
- お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。

保険料のお立替え

保険料払込

悪性新生物診断保険金
死亡給付金・死亡保険金

保険料のご負担を軽くして、ご契約を続けたいとき

保険金額の減額

- ジブラルタ生命の定める範囲内で保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。
- ※減額後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

減額

保険料払込

悪性新生物診断保険金
死亡給付金・死亡保険金

個人契約として保障を引継ぎたいとき

名義変更

- 契約者を法人から個人に、死亡保険金受取人を法人からご家族に変えることにより、個人契約として保障を引継ぐことができます。
- 被保険者の退職時にあわせて、万一の保障を個人に引継げます。



名義変更

保険料払込

悪性新生物診断保険金
死亡給付金・死亡保険金

保険料の払込方法を変更したいとき

保険料の払込方法〈回数〉変更

- 払込方法〈月払・半年払・年払〉を変更できます。

払込方法の変更

保険料払込

悪性新生物診断保険金
死亡給付金・死亡保険金

※上図はお取扱いをご説明するためのイメージ図です。

※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内となります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

必ずご一読ください

為替リスクについて（「円」でお取扱いする際の注意事項）

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等（米国ドル）を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額（円）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

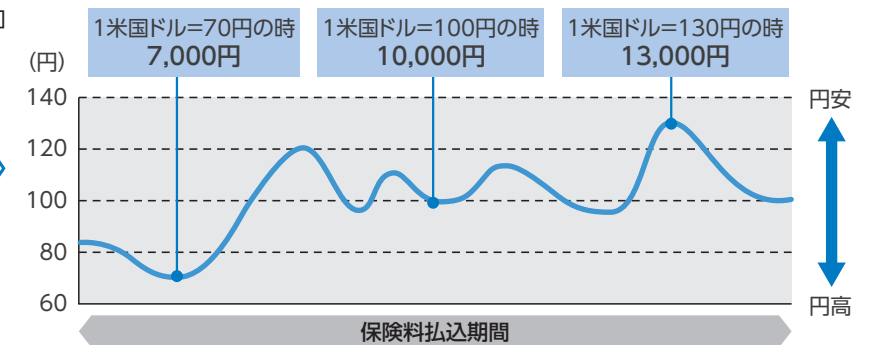
- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと円で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 「円」でお払込みいただく保険料は、毎回変動（増減）します。

（円換算払込特約）

※円換算払込特約は、あらかじめ付加されています。

例）毎月の払込保険料
100 米国ドル



※為替レートの変動を表すイメージ図です。

2 「円」で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合、お受取金額は変動します。

（円換算支払特約）

例）保険金額
100,000 米国ドル

円高 ↓ 円安	1米ドル = 70円の時	7,000,000円
	1米ドル = 100円の時	10,000,000円
	1米ドル = 130円の時	13,000,000円

3 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は変動します。

（円換算貸付特約）

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

必要な準備

商品の特徴

米国ドルについて

商品の仕組み

契約例

保険金のお支払い事由等について

特約について

経理処理について

ご契約後の取扱いについて

為替リスクについて

契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用について

■保険関係費用

お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

■外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

- 【円で保険料等をお申込みいただく場合の費用】
ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円^(※1)／1米国ドル)が含まれています。
- 【円で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合等の費用】
ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円^(※1)／1米国ドル)が含まれています。
- 【米国ドルで保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合等の費用】
お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担

する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

■保険金・解約返戻金等を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、年金管理費として支払年金額に対して1.0%^(※1)を年金支払日に年金基金から控除します。
※保険金等の支払方法の選択に関する特約によるお取扱い

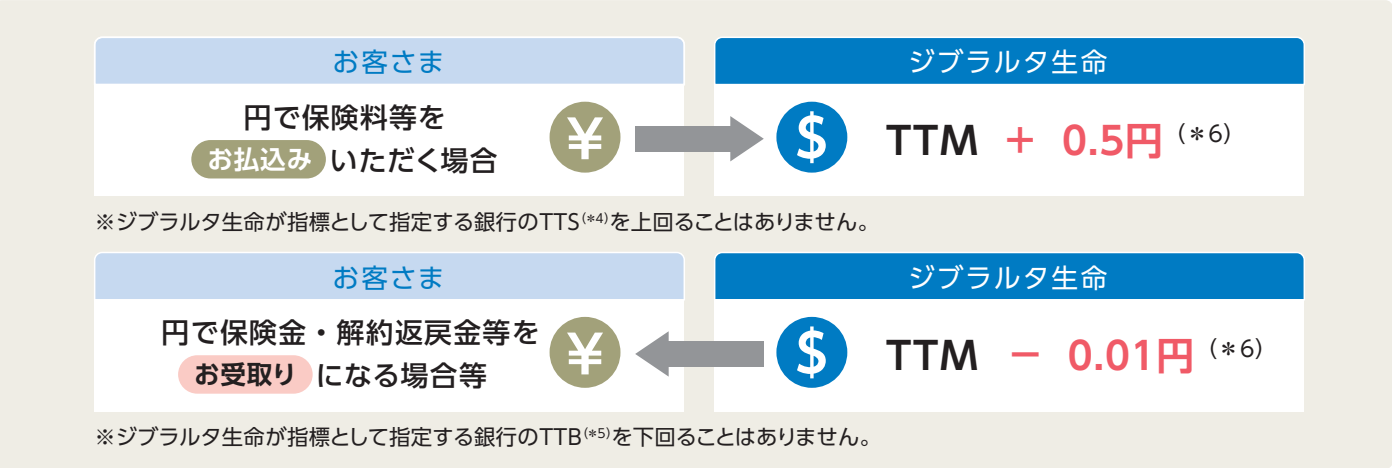
■解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日からジブラルタ生命所定の期間内に解約(減額)された場合、解約(減額)する日の責任準備金額から保険料払込年月数に応じた金額(解約控除^(※2))をご負担いただきます。

- (※1) 2025年2月3日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。
- (※2) 解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等によりご契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載できません。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM^(※3)を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



- (※3) 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)
- (※4) 一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)
- (※5) 一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)
- (※6) 2025年2月3日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特 約	対 象	換算基準日	適用する為替レート
1 円換算払込特約	第1回保険料	保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等をお申込みいただく場合の為替レート
	第2回以後の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日	
	前納保険料 ^(※7)	ジブラルタ生命受領日(着金日)	
2 円換算支払特約	保険金・給付金・解約返戻金	所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	リビング・ニーズ特約による保険金		
	死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金		
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払	据置期間満了前 据置期間満了時	
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(年金基金が米国ドル建の場合)	年金支払日の前日	
3 円換算貸付特約	契約者貸付	借り入れ	所での必要書類をジブラルタ生命の本社にて受理した日の前日
		返済	
	自動振替貸付の返済	返済日の前日	円で保険料等をお申込みいただく場合の為替レート

(※7) 将来の保険料の全部または一部を前もってお申込みいただくことができます(前納)。
※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット(ホームページ)	ジブラルタ生命コールセンター
https://www.gib-life.co.jp/ 営業日ごとに、当日午前0時に公開します。	一般のお客さま ミナジブロック 0120-37-2269 通話料無料 募集代理店を通じてご加入されたお客さま ナンバージブロック 0120-78-2269 通話料無料 【受付時間】 平日 ▶ 9:00~18:00 土曜 ▶ 9:00~17:00 (日・祝・年末年始を除く)



お取扱いについて

■契約年齢範囲／

保険期間・保険料払込期間／
第1保険期間

●保険期間・保険料払込期間：90歳

契約年齢範囲 (被保険者)	第1保険期間				
	1年	5年	10年	20年	30年
15歳～55歳	●	●	●	●	●
56歳～65歳	●	●	●	●	
66歳～69歳	●	●	●		

●保険期間・保険料払込期間：100歳

契約年齢範囲 (被保険者)	第1保険期間				
	1年	5年	10年	20年	30年
15歳～65歳	●	●	●	●	●
66歳～69歳	●	●	●	●	

■保険料払込方法＜回数＞

月払、半年払、年払

■付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約^(※1)
- ・指定代理請求特約^(※2)
- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約^(※3)
- ・がん保険契約等の乗換に関する特約

(※1) 第1保険期間中は、この特約による保険金請求はできません。

(※2) 保険金等の受取人が法人の場合を除き、ご契約時に自動的に付加されます。保険金等の受取人が法人の場合は、付加できません。

(※3) ご契約時には、年金種類を「10年確定年金」として自動的に付加されます。

■その他

- ・当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- ・この保険には満期保険金はありません。
- ・この保険は保険期間・保険料払込期間・第1保険期間の変更、延長定期保険への変更のお取扱いはありません。
- ・この保険には更新のお取扱いはありません。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※お申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。

※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2025年1月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。

個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

※生命保険の目的は将来起こりうるリスクにそなえることであり、保険金や保険料等の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。

生命保険募集人 について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま

0120-37-2269

募集代理店を通じて

ご加入されたお客さま

0120-78-2269

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

通話料
無料

<お問合せ先(担当者)>